高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和元年6月発行 第13号

~2019年4月からの特別償却制度~

「医師は全業種の中で最も長時間労働の実態にある」ことを踏まえ、医師の勤務時間削減を目指すために、2019年4月から、医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の機器等(例:勤怠管理ソフトウェア、バイタルデータ把握のための設備や画像診断装置等)について、特別償却ができることになりました。

新:医師及び医療従事者の働き方改革の推進【2021年3月31日まで】

【対象設備】医療機関が、都道府県に設置された<mark>医療勤務環境改善支援センターの助言の下</mark>

に作成した医師勤務時間短縮計画に基づき取得した

器具・備品(医療用機器を含む)、ソフトウェアのうち

一定の規模(30万円以上)のもの

【特別償却割合】取得価格の15%

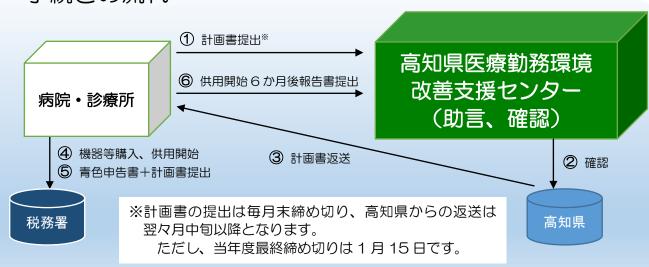




この特別償却は、当センター及び県の計画書確認作業より前に機器等を購入している場合は対象になりません。

医師の勤務時間削減に向けた機器等購入をご検 討されている場合は、まず当センターにご相談く ださい!

~手続きの流れ~



社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます!

高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者:一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

